

第3期宇和島市地域づくり交付金

活動マニュアル



令和7年4月改訂版



ココロまじわうトコロ

宇和島

目 次

第1章 はじめに	P2
1. 目的	· · · · · 2
2. 事業実施主体	
3. 活動	
4. 市の支援	
第2章 地域づくり交付金について	P3-P6
1. 交付対象事業等について	· · · · · 3
(1) 交付対象者	
(2) 交付対象事業	
(3) 交付対象経費	· · · · · 4
(4) 交付額	
2. 手続きの流れ	
(1) 交付申請について	
(2) 交付決定について	
(3) 概算払いについて	
(4) 変更及び中止について	
(5) 実績報告	· · · · · 5
(6) 関係書類の保管	
3. 交付金事業のサポートについて	
(1) 地域担当職員の配置と業務について	
第3章 第3期地域づくり交付金について	P7-P9
1. 第2期以降の取扱いについて	· · · · · 7
第4章 地域づくり交付金の活用事例と Q&A について	P10-P15
1. 活用例について	· · · · · 10
2. Q&A	· · · · · 13
参考資料等	P16-P31

第1章 はじめに

1. 目的

それぞれの地域特性や課題を踏まえて「自分たちの地域のために、自分たちで行動する」という理念に基づき、活力のある地域づくりを推進することを目的として、「地域づくり交付金」を交付します。

2. 事業実施主体

小学校区又は公民館区を基本単位とした組織（以下「地域づくり協議会」という。）とします。（下記のとおり）

地域内の誰もが参画することができるよう開かれた運営体制を取るとともに、事業の検討及びその執行の合意のために定期的に会議を設けるものとします。

旧市町	区域
宇和島	明倫、三浦、番城、祝森、宇和津、鶴島、天神、九島、石応、小池、和靈、住吉、高光、下波、遊子、蔣淵、戸島、日振島
吉田	吉田、奥南、喜佐方、立間、玉津
三間	三間、成妙、二名
津島	清満、御模、岩松、畠地、下灘、北灘

3. 活動

地域づくり協議会は、その地域において活動する各種団体や人材と連携及び協力をしながら事業を行うものとします。

4. 市の支援

1. の目的を達成するため、地域づくり協議会が実施する事業に要する経費に対し、地域づくり交付金を交付するとともに、その円滑な推進を図るため、宇和島市地域担当職員を配置し、計画策定、事業実施、各団体との連携等の支援を行うものとします。

第2章 地域づくり交付金について

1. 交付対象事業等について

(1) 交付対象者

第1章2.の「地域づくり協議会」とします。

(2) 交付対象事業

下記に掲げる7項目であって、地域の課題解決や必要性に対応し、地域社会の維持及び活性化に寄与する公益事業とします。

【対象事業】

事業内容（交付金対象項目）	実施事業例
① 地域コミュニティの活性化に関すること	地域イベントの開催、文化伝統行事の継承、集いの場づくり、各種研修会の開催、公民館事業、地域ホームページの制作による地域内外への情報発信等
② 高齢者福祉及び生活支援に関すること	高齢者の見守り、配食サービス、買い物支援、公共交通対策等
③ 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること	子どもの見守り、レクリエーション開催、食育運動、世代間交流の実施等
④ 地域の安心・安全に関すること	防犯灯整備・運営、防災マップの作成、自主防災組織の設立、備品（発電機、AED等）の整備、生活道補修、危険箇所の修繕等
⑤ 地域環境の保全に関すること	公園整備、鳥獣対策、清掃用品の整備、資源回収（粗大ごみ、廃食油等）、空き家・空き店舗対策、花壇整備、地域(野良)犬・猫糞尿対策等
⑥ コミュニティビジネスに関すること	特産品開発、販路開拓・拡大、遊休地を活用した産業おこし、集落運営法人や農事組合法人の設立、遊休施設の利活用等（収益は地域に還元し、自立した地域づくりにつなげるものであること）
⑦ その他地域づくりに関すること	先進事例の視察等、地域自治会への助成（限定）

(3) 交付対象経費

前（2）に規定する交付対象事業の実施に要する経費を対象とします。

なお、次に掲げる経費は交付対象外とします。

○宗教活動及び政治活動並びに法令その他公共の福祉に反するもの。

○他団体への単なる分配。（第3章1. ②地域自治会への助成を除く。）

○事業の達成に必ずしも必要でない飲食経費。

○その他市長が不適当と認めるもの。

人件費、慰労会費、経常経費（集会所の消耗品・光熱水費等）、交際費など

(4) 交付額

総額5,500万円を下記の配分割合に基づき各地域づくり協議会へ交付します。

（配分額は毎年度算定します。）

地域づくり交付金 総額 5,500万円

均等割：人口割：高齢者率割：子ども数割 = 4 : 2 : 3 : 1
↓
ただし、1人あたり3,000円を限度とする。

32の地域づくり協議会へ配分

2. 手続きの流れ

(1) 交付申請について

宇和島市地域づくり交付金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出してください。

(2) 交付決定について

（1）を市で審査し、適当と認めたときは、宇和島市地域づくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付額等を通知します。

※ 事業に着手するのは、この交付決定通知を受けた後としてください。

(3) 概算払いについて

交付金を概算払いにて受けることができます。なお、概算払いを受けようとするときは、請求書及び概算払等理由書を提出してください。

(4) 変更及び中止について

交付決定を受けた事業について、その内容を変更し、又は中止しようとする場合

は、宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。

（5）実績報告

事業の完了後30日以内に、宇和島市地域づくり交付金実績報告書（様式第5号）を提出してください。

【注意点】

- 次の書類を添付すること。
 - ・支出したことを証する領収書（宛先は地域づくり協議会）
 - ・写真（購入物品、事業の様子、工事の施工前後など）
 - ・通帳のコピー
 - ・その他市長が必要と認める書類

（6）関係書類の保管

交付事業に係る関係書類を整理し、交付事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

【その他：交付金の返還等】

交付事業者が次の各いずれかに該当すると認めた場合は、交付金の交付決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付金が交付されている場合は、その全額又は一部の返還をしてもらうことになります。

- 要綱又は交付金交付の条件に違反したとき。
- 提出書類等に虚偽があったとき。
- 交付事業の実施に当たり、不正又は不適当と認められる行為があったとき。

3. 交付金事業のサポートについて

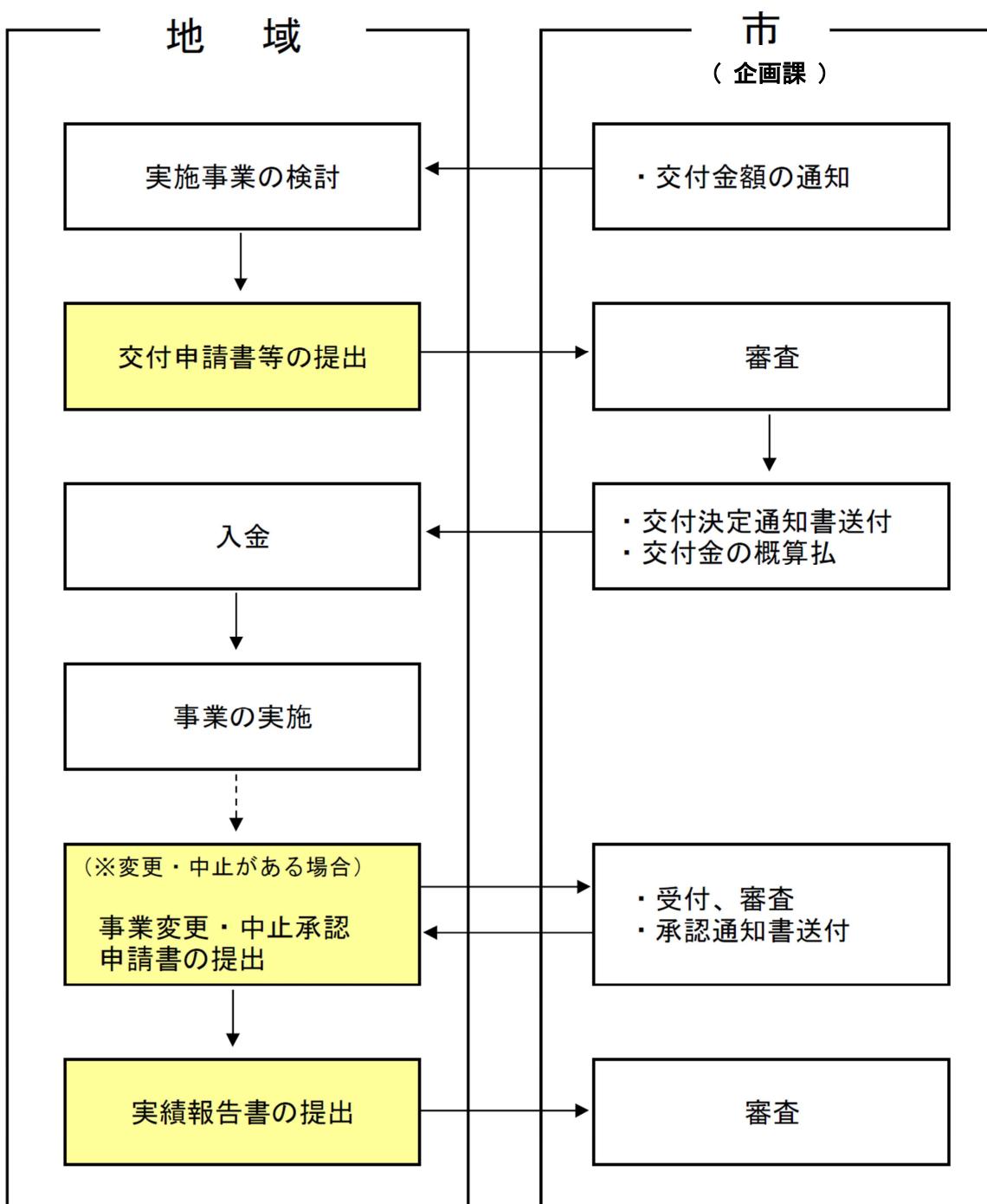
（1）地域担当職員の配置と業務について

住民が不慣れな事務業務のサポートと、地域の人たちとふれあう中で、職員の意識啓発の目的で、各地域に担当職員を2名配置します。

地域担当職員の業務は下記のとおりです。

- 申請書や報告書の作成など、事務業務の支援。（※実施内容は地域が決定する）

(参考：手続きの流れ)



主な地域担当職員による支援部分

第3章 第3期地域づくり交付金について

1. 第2期以降の取扱いについて

① 使途の拡充について

第1期では、市の補助制度がある事業へ地域づくり交付金を充当することができませんでしたが、一部の事業については充当できるように見直しています。

【対象事例】

対象事業 項目	内容	想定される事例	
		市補助金	備考
化に すること 地域 コミュニティ の活性	公民館事業に すること		地域活性化イベ ントや防犯灯の 維持費など、市 補助金と交付金 を併用可能。
	地域活性化イベ ントに係る経費	婚活支援事業補助金（20万円/ 事業限度）等	
	集会所の管理に すること	集会所整備事業補助金	
に すること 地域 の安心・ 安全	地域防犯灯の運 営にすること	防犯灯補助金（6ヶ月分）等 ※	地域活性化イベ ントや防犯灯の 維持費など、市 補助金と交付金 を併用可能。
	初期消火活動基 盤にすること。	消火栓ホース格納箱等設置費 補助金（1/2）等 ※	
るこ と 保 全 に 関 す	地域環境の 維持・改善に すること	犬・猫不妊去勢手術費補助金	

【注意点】

- 各種（市）補助要綱に沿って事業を実施すること。
(別の補助制度が補助の重複を認めているか確認すること。)
- 地域づくり交付金対象事業であること。
- 手続き：実績報告の際、各種補助に沿って提出する実績報告書の写しを提出するとともに、その実施主体（自治会等）に支出したことを証する領収書を添付すること。

○「経常経費である光熱水費等」については交付対象外経費となっているが、地域防犯灯にかかるものについては充当を可能としています。

※防犯灯にかかる経常経費（電気代）については、安心・安全の観点、また不特定多数の方が受益を得るものであることから、第2期より対象とする。

② 地域自治会への助成について

基礎的な組織である自治会の行う活動が地域づくりに果たしている役割を考慮し、協議会から各地域自治会へ2万円を上限とした助成を行うことができることとしています。

【各地域自治会への助成事業】

○1 自治会上限2万円

○事業内容：自治会が行う活動に充当

○手続き：協議会は各自治会へ助成金を支出し、自治会から領収書を受領することと。（※実績報告の際、その写しを提出）

③ 積立金の運用について

第3期交付金計画期間（5年間）において、まとまった事業を実施できるよう、単年度交付金額の30%を上限額として積み立てることができます。

【積立金】

○積立金：当該年度交付額の30%上限

※なお、積立を行う場合には「宇和島市地域づくり交付金積立計画書」（別紙3）を提出のうえ、事業内容の承認が必要となる。

④ 繰越金について

第3期交付金計画期間内の最終年度を除き、単年度交付金額の10%を上限額として、繰越金を認めます。

(再掲) 第3期地域づくり交付金の概要一覧

項目	内容	変更及び注意点
期間	令和5年度～令和9年度（5年間）	
年度総額	5,500万円	第2期(5,000万円)から 増額
地区数	32地区	変更なし
配分割合	均等割4：人口割2：高齢者率割3：子ども数割1 ※地域一人当たり3千円を上限として算定	第2期と変更なし
担当職員	地域担当職員を各地区2名配置	変更なし
対象事業	○地域コミュニティの活性化に関すること ○高齢者福祉及び生活支援に関すること ○青少年の健全育成及び子育て支援に関すること ○地域の安心・安全に関すること ○地域環境の保全に関すること ○コミュニティビジネスに関すること ○その他地域づくりに関すること	第2期と変更なし
対象外事業	○宗教活動及び政治活動並びに法令その他公共の福祉に反するもの ○他団体への単なる分配 ○事業の達成に必ずしも必要としない飲食経費 ○その他市長が不適当と認めるもの	
対象経費	○報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、食糧費（一部）、助成金、役員報酬、積立金、その他市長が認める経費	運用面の一部に注意 (食糧費、助成金、積立金、防犯灯運営の取扱い)
対象外経費	○人件費、慰労会費、経常経費（光熱水費等）【※地域防犯灯の運営は除く】、食糧費、交際費	
制限事項等	○地域自治会への助成金は、1自治会2万円以内 ○事務局長等の役員報酬は、総額5万円以内 ○積立計画を提出のうえ、事業内容が承認されれば当該年度において30%を上限として積み立てができる ○該年度交付金額の10%を上限額として、繰り越すことができる（最終年度取扱注意） ○上記対象事業であって、別の補助制度を受けている場合においても、地域づくり交付金を充当することができる	第2期と変更なし

第4章 地域づくり交付金の活用事例とQ&Aについて

本交付金における活用例やこれまでご質問等があつた内容は下記のとおりです。

1. 活用例について

項目	事業実施例		対象経費 想定例	対象外経費 想定例 等
① 地域コミュニティの活性化に関する事例	地域の情報発信	・地域HPの製作、運営 ・チラシやパンフレットの作成、発送	・HP製作委託料 ・チラシ作成委託料 等	
	地域内のつながり醸成	・趣味等の発表イベントの実施 ・納涼祭、収穫祭などイベント実施 ・イベント用シャツやジャンパーなどの製作	・消耗品費、備品購入費、イベント保険料、機材等のリース料、印刷費、のぼり等製作費、会場使用料 等	・高価または換金性の高い景品
	三世代の交流	・昔の遊びを通した交流事業 ・遊休農地を利用した交流農園 ・世代間交流レクレーションの実施	・原材料費、消耗品費、備品購入費、種苗代、肥料代、水分補給のための飲料費 等	
	集いの場づくり	・空家を改修してカフェをオープン ・みんなが使えるピザ釜の製作	・備品購入費、ピザ釜製作材料費 等	
	伝統文化の継承	・衣装、小道具等、祭りに使用する備品の整備 ・後継者の育成	・衣装、小道具などの修繕、新調、水分補給のための飲料費、地域外への披露のための旅費等	・神社等への寄付金
	地域外との交流	・山村漁村留学の受入 ・アウトドア体験の受入 ・結婚推進イベントの実施	・消耗品費、備品購入費、イベント保険料、機材等のリース料、印刷料、イベント運営委託費 等	
	地域住民の健康づくり	・軽スポーツの体験教室、用具整備 ・地域でのウォーキングやマラソン大会の実施	・講師謝礼金、消耗品費、備品購入費、看板製作費、チラシ印刷費、水分補給のための飲料費等	

項目	事業実施例		対象経費 想定例	対象外経費 想定例 等
② 活支援に関すること 高齢者福祉及び生	独居高齢者 者の見守り	・見守りを含めた地域配食サービスの実施 ・買い物支援サービスの実施 ・見守り掲示用の旗の作成、配布	・旗の製作費、備品購入費、消耗品費、車両燃料代 等	・配食の食材費は負担金として徴収
	公共交通 の対策	・有償運送の検討、運営体制づくり	・講師謝礼金、消耗品費	
③ 子育て支援に関すること 青少年の健全育成及び	青少年育成活動	・地域を担う子どもの夢 実現事業 ・愛護会等のレクレーション活動 ・自然体験学習の実施	・原材料費、消耗品費、備品購入費、水分補給のための飲料費、バス借上げ料	・レクレーションで使用する食材費は負担金として徴収
④ 地域の安心・安全に関すること	防犯灯設置及び運営	・既存防犯灯の LEDへの交換 ・未整備地域への防犯灯設置 ・避難通路の照明の運営	・防犯灯の設置工事費、運営経費 等 ・津波緊急避難路等に設置された照明の運営経費	
	災害対策事業	・地域内有線放送設備の整備 ・非常用発電機や AED の整備など緊急時対策 ・避難路や避難先の整備 ・避難訓練の実施 ・災害用備蓄品	・設備修繕料、備品購入費、備蓄品等消耗品費、原材料費 等	
	公衆道路補修	・里道の破損、陥没などの修繕 ・側溝、グレーチングの修繕、整備 ・ガードレール、手すりの整備	・原材料費、水分補給のための飲料費、修繕委託料（特殊な技術が必要な場合） ・特殊車両等のリース料 等	
	講師を招いた学習会	・防災講習会の実施	・講師謝礼金、消耗品費 等	

項目	事業実施例		対象経費 想定例	対象外経費 想定例 等
⑤ 地域環境の保全に 関すること	環境保全活動の実施	・花植えや草刈など景観維持活動 ・ゴミ保管場所の整備 ・地域(野良)犬・猫による糞尿被害対策	・種苗代、作業用具、消耗品費、草刈機燃料代、ゴミ保管場所整備にかかる材料費、動物不妊去勢手術に対する役務費、景観維持・動物不妊去勢にかかる委託経費 等	
	公園・広場の整備	・遊具の補修、修繕、塗装 ・ベンチや休憩所の整備	・原材料費、水分補給のための飲料費、修繕委託料、特殊車両等のリース料 等	
⑥ コミュニティビジネス(立ち上げ)に関すること	特産品・地域ブランド開発	・特産品の開発、研究 ・地域外に発信し、特産品販促拡大 ・地域産品を使ったぶろくやワイン、焼酎づくり	・開発材料費、チラシ作成費、ダイレクトメール通信費、製造機械製作費、会場使用料 等	・売上金は収入として計上
	地域産品集荷・直販	・地域統一のパッケージやシール製作 ・都市部への販促活動の旅費助成 ・直売所の設置	・デザイン料、印刷委託費、販促活動の旅費、販促活動の会場使用料、直売所製作経費、各戸への集荷の燃料費 等	
	空き家・空き店舗の対策	・空家バンクを創設し、地域外へ貸付 ・加工場に改修して住民による加工品づくり	・空家マップの製作費、備品購入費、修繕原材料費 等	・売上金は収入として計上
	講師を招いた学習	・料理人などを招いて特産品開発	・講師謝礼金、消耗品費 等	
	遊休地の利活用	・付加価値の高い作物の栽培、育成 ・遊休農地バンクを創設し、地域外へ貸付 ・グラウンドや芝生広場に整備	・種苗代、肥料代、備品購入費、マップ製作費、芝生購入費等	・売上金は収入として計上
⑦ その他地域づくりに 関すること	地域づくりに関する学習	・先進的な取り組みをしている地域への視察研修 ・講師を招いて地域づくり研修会の実施	・視察先への旅費、講師謝礼金、文房具などの消耗品、講師への弁当 等	・視察先へのお土産代 等
	地域自治会への助成	・各地域自治会への助成（2万円/自治会上限）	・助成金	

2. Q&A

N.O.	項目	見解
1	一般的な事項（対象事業）	対象となる事業は。 「第2章の対象事業」をご確認ください。 基本、地域づくりのための費用が対象となります が、飲食費（一部可能）や人件費、慰労会費など対象外となるものがあります。
2		必要な紙や文房具等は対象となるか。 事業実施に伴う文房具等は対象となります。
3		清掃作業等を実施した際に、 <u>地域内から</u> の参加者への謝礼金は対象となるか。 <u>人件費は対象となりません。</u> なお、作業を行う際、 <u>専門業者等の特殊用務</u> が必要な場合、 <u>業者を雇う経費は対象となります。</u>
4		地域の各種団体が申請できる他の補助金制度がある場合に、それを利用せずに本交付金の活用を希望される場合は、対象としていいか。 地域内で同意が取れていれば問題ありません。
5		草刈り機の燃料代は交付の対象となるか。 対象となります。
6		ゲートボール大会をしたいと考えているが大会の運営費は対象となるか。 対象となります。
7		老人会でカラオケ大会をする際、機械のレンタルは対象となるか。 対象となります
8		慰安旅行は対象となるか。 単なる慰安旅行は不可です。 なお、先進地視察や研修にかかる旅費は対象となります。実績報告時には、視察・研修に出張した団体の報告書を提出願います。
9		集会所のトイレットペーパーや掃除道具は経費の対象となるか。 <u>地域づくりに活用する交付金ですので経常経費（防犯灯を除き）は対象となりません。</u> 集会所の光熱水費も同様に対象なりません。
10	備品関連	草刈機を購入したいのですが、備品は交付の対象となるか。 事業実施に伴う備品は対象となります。 なお、個人管理とする物は対象となりません。
11	イベント関連	レクリエーション（イベント）を考えている。交付金が対象となるのはどのようなケースか。 備品購入費（イベントで使用する備品）、チラシ印刷代（周知チラシ）、イベント保険料、委託料（音響設備等の特殊業務）、消耗品費などが想定されます。

N.O.	項目		見解
12	イベント関連	イベントで抽選会を開催したいが、景品としての自転車は対象となるか。	公益性の観点から、家電製品などの備品に該当するような高価なもの、換金性の高い金券・商品券などは対象となりません。
13	制限事項関連	防犯灯の新規設置や電灯の取り替えをしたいが、限度額はいくらか。	特に限度額に定めはありません。
14	制限事項関連	地域づくりに関する研修会を開催したいが講師の謝礼金や旅費は交付金の対象となるか。またその目安額は。	講師謝礼金及び旅費は対象となります。 金額については特に目安は定めません。講師と相談して設定して下さい。
15	工事及び委託関連	住民の高齢化により、地域の草刈などに人手が足らない場合、 <u>シルバー人材センターに委託しても対象となるか。</u>	<u>人手不足や特別な技術が必要な場合に労務提供を業務としている事業所への依頼する場合も対象事業とします。</u>
16	工事及び委託関連	避難所等の階段に手すりを設置したいが、対象となるか。	対象となります。
17	工事及び委託関連	交付金を活用して道路標示等を設置してもよいか。	道路の修繕や付属物の設置等については道路管理者の許可等が必要となるとともに、交付金を活用し実施するものであるか、十分内容の確認と協議のうえ実施してください。
18	食糧費関連	草刈り等の作業の参加者にお茶を配りたいが対象となるか。	作業時の水分補給などは対象となりますが、慰労のための食糧費は対象となりません。 なお、昼食を挟むイベントや草刈などの従事者への弁当も対象となります。
19		会議時のお茶などの食糧費は1回のめやすいくらまで支出可能か。	会議時のお茶代は対象とし、社会通念上の許容の範囲内とします。
20		配食サービスを実施したいが、その食材費は対象となるか。	食材費は対象とできません。容器代や消耗品などは対象となります。 <u>飲食費は、参加者の自己負担を原則とし、利用される方の負担金で実施してください。</u>
21		水分補給のための飲物を自動販売機で購入した場合、交付金から支出してよい。	支出の証拠書類が無いものは対象と出来ません。領収書やレシートをいただける所で購入してください。
22		先進地視察研修の旅費等は対象になるが、研修先へのお土産は対象となるか。	研修先へのお礼としてお土産の支出は交際費として対象となりません。

N.O.	項目	見解
23	食糧費関連	校区でバーベキューを行って3世代の交流を深めたいと思っているが、その食糧費の支出は可能か。
24		地域内の親睦を兼ねてお花見をしたいが、高価なお弁当でなければ交付金の対象になるか。
25		地域イベントの際にまく、お菓子・もちまきは対象となるか。
26		災害避難訓練等での「炊き出し」は対象となるか。
27	第1期からの変更	防犯灯や避難通路の照明にかかる電気代は対象となるか。
28		公民館との共催事業で運動会を開催していますが、交付金を活用できるか。
29		消火資機材の整備は対象となるか。
30		集会所の修繕（整備）は対象となるか。

参考資料等

○繰越金及び積立金について

繰越金及び積立金における記載例

(1) 交付申請書

(別紙2)

收支予算書

【繰越金及び積立金の記載例】

○前年度繰越金がある場合

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
市交付金	1,000,000	
自主財源	900	
繰越金	99,000	
積立金取崩額		
その他	100	○預金利子 100
計	1,100,000	

○前年度繰越金がある場合、収入の部に計上する。
○積立中の積立金は計上しない。(※取崩しの場合のみ計上)

○積立金の取崩しがある場合

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
市交付金	1,000,000	
自主財源	900	
繰越金	99,000	
積立金取崩額	900,000	
その他	100	○預金利子 100
計	2,000,000	

○積立金の取崩しを行う場合、収入の部に計上する。

○積立てを行う場合

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
需用費	400,000	
役務費	10,000	
備品購入費	50,000	内訳は別紙のとおり
工事請負費	290,000	
役員報酬	50,000	
積立て	300,000	
計	1,100,000	

○支出の部に積立て額を計上すること。(積立て計画書を添付)

(2) 実績報告書

(別紙2)

収支決算書

【繰越金及び積立金の記載例】

収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
市交付金	1,000,000	1,000,000	0	
自主財源	900	900	0	
繰越金	99,000	99,000	0	
積立金取崩額				
その他	100	100	0	○預金利子100円
計	1,100,000	1,100,000	0	

支出の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
需用費	400,000	300,000	△100,000	
役務費	10,000	10,000	0	
備品購入費	50,000	50,000	0	
工事請負費	290,000	290,000	0	
役員報酬	50,000	50,000	0	
積立金	300,000	300,000	0	
計	1,100,000	1,000,000	△100,000	

収入合計1,100,000円 - 支出合計1,000,000円 = 100,000円 (翌年度繰越金)

実績報告書(28ページ参照)
の「総事業費」に転記

「事業に要した経費」
に転記

「翌年度繰越金額」
に転記

【積立金の管理】

○積立金については、現在の協議会の通帳で管理する（複数の通帳で管理する必要はない）ものとし、会計年度終了時には、翌年度への繰越金及び積立金総額が通帳の残額となっていること。（※最終年度は除く）

○要綱の抜粋及び様式

別表第3（第2条関係）

交付対象経費	交付金の充当限度額
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、食糧費（一部のみ）、助成金、役員報酬、積立金その他市長が認める経費。 ただし、積み立てた積立金は、 令和10年3月31日 までに目的の範囲内で活用しなければならない。	1 地域自治会への助成金は、1自治会当たり上限2万円とする。 2 事務局長等の役員報酬は、総額5万円以内とする。 3 積立金は、当該年度交付額の30%以内とする。※なお、積み立てる場合には宇和島市地域づくり交付金積立計画書を提出のうえ、承認が必要。 4 交付金は、 令和8年度 までの事業に限り、当該年度交付額の10%以内の額を翌年度に繰り越すことができる。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

宇和島市長

様

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金交付申請書

このことについて、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第5条の規定により、交付金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

総事業費 円

交付申請額 円

添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 積立計画書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金事業計画書

事業実施主体名【

】

事業目的			
想定される 事業効果			
事業内容	事業名	内容	事業費（円）
計			

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
市交付金		
自主財源		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
計		

(別紙3)

宇和島市地域づくり交付金積立計画書

事業実施主体名【

】

(1) 目的等

積立目的	
事業実施時期：	
事業内容	

(2) 総事業費等

(単位：円)

総事業費	財源内訳		
	市交付金 (積立金含む。)	自主財源	その他

(3) 積立計画

(単位：円)

総積立額	積立額			
	年度	年度	年度	年度

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

印

年度宇和島市地域づくり交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宇和島市地域づくり交付金については、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

宇和島市長

様

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認申請書

年　月　日付け 第　号にて交付決定のあった標
記事業について、次のとおり内容を変更・中止したいので、宇和島市地域づ
くり交付金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

1 変更・中止の理由

2 変更・中止の内容

3 交付金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

4 添付資料

- (1) 変更事業計画書（別紙1）
- (2) 変更収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金変更事業計画書

事業実施主体名【

】

事業目的			
想定される 事業効果			
事業内容	事業名	内容	事業費（円）
計			

(別紙2)

変更収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
市交付金				
自主財源				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
計				

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

印

年度宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった宇和島市地域づくり交付金事業の変更・中止については、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 交付金変更額

既交付決定額	変更後の交付 決定額	差引増減額
円	円	円

2 承認条件

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

宇和島市長

様

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金実績報告書

年　月　日付け 第　　号にて交付決定のあった標記
事業を完了したので、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第8条の規定によ
り、関係書類を添えて報告します。

総事業費	
事業に要した経費	
翌年度繰越金額	
交付申請額	

添付資料

- (1) 成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金事業成果報告書

事業実施主体名【

】

事業実績			
事業効果			
事業内容	事業名	内容	事業費（円）
計			

(別紙2)

収支決算書

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
市交付金				
自主財源				
その他				
計				

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
計				

添付書類

- (1) 事業の状況又は成果が詳しくわかる写真
- (2) 成果物を提出できる場合は、その成果物
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第9条関係）

年　月　日

宇和島市長　　様

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金交付請求書

年　月　日付け　　第　　号にて交付金の交付決定を受けた宇和島市地域づくり交付金について、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

一 金　　円也

①交付決定額　　円

②交付済額　　円

③今回請求額　　円

残額 ((①-②)-③)　　円